

27河第2809号  
佐賀県指令27河第22号

## 流水占用許可書

春日那珂川水道企業団

平成28年2月23日付け27春那企浄第305号で申請のあった二級河川那珂川の水利使用については、河川法（昭和39年法律第167号）第23条の規定に基づき、別紙水利使用規則を附して許可します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に対して、審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った翌日から起算して6ヶ月以内に福岡県及び佐賀県を被告として（代表者は福岡県知事及び佐賀県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起することができます。

平成28年 3月31日

河川管理者  
福岡県知事 小川 洋



佐賀県知事 山口 祥義

